

第2章 第三者建材検査の現状と 関連規準

主要な建設構造材料の基準

国民の生命と健康及び財産の保護を図る目的で制定された建築基準法の第37条（建築材料の品質）及び第38条（特殊な材料又は工法）には、構造材料に関して、次のごとく規定しています。

「第37条」 建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分に使用する鋼材、セメントその他の建築材料の品質は、建設大臣の指定する日本工業規格又は日本農林規格に適合するものでなければならない。

「第38条」 この章の規定又はこれに基く命令若しくは条令の規定は、その予想しない特殊の建築材料又は構造方法を用いる建築物については、建設大臣がその建築材料又は構造方法がこれらの規定によるものと同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

建設構造物の重要な構造部分に組込まれる主要材料（鋼材及びセメント類）に関しては設計図書で指示するJIS（日本工業規格）又はJAS（日本農林規格）に適合する以上の材質又は性能が確保されているものであるか否かについて、供給当事者の発行するミルシート（材質又は性能に関する自己表明）とは別に、需要当事者の立場で、受入れ材料に関する確認をする必要性が生

じてきました。

材料の受入検査に関する参考規程

材料の受入検査に関する取扱要領については、各省庁及び都道府県市区町村のほか建設関連学会や建築事務所などが独自に規定しています。

東京都の工事施行規定及び検査事務規程などから一例を要約抜粋してみますと、次のごとく規定しています。

(東京都工事施行規程第10条 工事仕様書)

工事仕様書は、別に知事が定める標準仕様書によらなければならない。ただし、標準仕様書に定めのない事項又はこれによりがたい事項については、この限りでない。

(東京都検査事務規程第3条 検査の種類)

(1) 完了検査・(2) 既済部分検査・(3) 中間検査・(4) 清算検査・(5) 材料検査 (契約の相手方が、その給付を行うために使用する材料の確認をするための検査。)

(同第22条 破壊又は分解検査)

検査員は、検査に当って、工事又は製造の特質上特に必要があると認めるときは、課長の承諾を得て、工事の目的物の破壊又は分解の方法により、検査を行うことができる。

(同第23条 材料検査)

(1) 検査員は、工事又は製造に使用する材料について、仕様書、設計書その他の関係書類により、これらに適合した材料であるかどうかを検査しなければならない。(2) 検査員は、材料検査を完了した場合において、仕様書、設計書その他関係書類に適合しない材料があるときは、契約の相手方に必要な指示を行うものとする。